

# 看護職員需給分科会のスケジュールの 見直しについて（案）

# 看護職員需給分科会のスケジュールの見直しについて（案）

○ 都道府県が推計を報告するにあたって議会等との調整が必要であり、議会の開催は6・7月であることを踏まえ、下記のとおりスケジュールの見直しをする。

	見直し前	見直し後
<b>平成30年</b>		
9月27日	第3回看護職員需給分科会	
10月29日	第4回看護職員需給分科会	
<b>平成31年</b>		
1月17日	第5回看護職員需給分科会	
中旬	<b>都道府県に推計ツールを発送</b>	
31日	第6回看護職員需給分科会	
2月19日	<b>看護職員の確保策に関する議論 (3回程度)</b>	<b>都道府県に推計ツールを発送 (1回目)</b>
3月上旬		<b>都道府県に推計ツールを発送 (2回目)</b>
3月下旬	<b>都道府県推計からの報告〆切</b>	<small>※平成29年患者調査結果公表後発送</small>
4月末	<b>都道府県推計の集約</b>	<b>看護職員の確保策に関する議論 (5回程度)</b>
5月末	<b>報告書骨子案</b>	
6月末	<b>報告書とりまとめ</b>	<b>確保策中間とりまとめ</b>
7月末		<b>都道府県推計からの報告〆切</b>
8月		<b>都道府県推計の集約</b>
		<b>報告書骨子案</b>
9月		<b>報告書とりまとめ</b>